

## いじめ防止等の基本方針及び行動計画

### 1 はじめに～いじめ防止等の基本方針及び行動計画策定にあたっての本校の考え～

平成23年の「大津市中2いじめ自殺事件」がきっかけとなり、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定された。しかし、その後も毎年のようにいじめ自殺事件は起きており、平成28年には本県においても発生している。また、「震災・原発いじめ」という深刻な事態も起きている学校も全国にはある。「いじめ防止対策推進法」が制定され、全国各校においても、本法第13条に基づき学校いじめ防止基本方針が策定されたにも関わらず、誠に残念ではあるが痛ましく深刻な事件は起こり続けているのが現状である。

本校では、このような事件はもちろん、いじめが原因となる重大事態が生じないように、本基本方針に「息吹」を与え、実効性のあるものにしたい。また、石川小・中学校全児童生徒が、躍動感と笑顔あふれる学校生活を送ることができるようにしたい、と切に願っているところである。

また、国立教育政策研究所の追跡調査によると、暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり立ち替わり被害や加害を経験している。

そこで、「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」という基本認識に立ち、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」行動計画、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、いじめの防止等（いじめ未然防止、早期発見・早期対応）を総合的かつ効果的に推進し、児童一人一人の人間としての尊厳と人権を守るために本基本方針及び行動計画を策定するものである。

### 2 いじめの定義、いじめに対する基本的考え方及びいじめの態様について

#### (1) 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【いじめ防止対策推進法第2条】

※「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにすることが大切である。（いじめであっても本人が否定している場合など）

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※軽微な案件は「いじめ」という言葉は使わずに指導するなど、柔軟な対応による指導も可能であるが、「いじめ」として情報を共有することが大切である。

## (2) いじめに対する基本姿勢

- ・「いじめは、人間として絶対許されない」という強い認識をもつ。
- ・「いじめは、いじめる側が悪い」という認識をもつ。
- ・「いじめられている子を守り抜く」という信念をもつ。
- ・「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」という危機意識をもつ。
- ・「いじめの未然防止は重要課題」という認識をもつ。
- ・「いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、『観衆』や『傍観者』の存在にも注意を払い、いじめを許さない集団をつくる」という強い決意をもつ。
- ・「いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応・解消する」という決意をもつ。

## (3) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で（インターネット上で）、誹謗中傷や嫌なことをされる。  
等

## 3 いじめ防止のための基本方針・施策

- 一人一人の違いを認め合い、一人一人を大切にする居場所ある集団づくりを推進する。(学級集団、部活動の集団、縦割り集団、地区集団等)
- 児童と児童、教師と児童、教師と保護者の人間関係・信頼関係を強固にする。
- 生徒指導の三機能を生かした分かる授業づくり、規律ある授業づくりを推進する。
- 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実させる。
- 全教育活動を通じて社会性や自己有用感・自己肯定感を高める。
- 教師間、中学校、保護者・地域との連携を促進・充実させる。

## 4 教師としてなすべきこと

- (1) いじめを見抜く感性を磨くこと
- (2) 不安や悩みを受容する姿勢をもつこと
- (3) 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること
- (4) 心の居場所づくりに努めること
- (5) 一人一人の心の理解に努めること
- (6) いじめを許さないという学級風土をつくること
- (7) 子どもの姿を見つめること
- (8) 互いの個性を認め合う学級経営に努めること
- (9) いじめを受けた児童を最後まで見守ること
- (10) 教師間で連携・協働して問題の解決にあたること
- (11) 児童や保護者からの声に誠実に答えること
- (12) 「いじめ」についての知識（構造・背景・基本的対処・指導等）を深めること

## 5 いじめの未然防止、早期発見のための具体策

- (1) これまでのいじめに係る情報（加害者・被害者、態様など）、問題行動、不登校経験、人間関係を十分把握するためにそれまでに関わった職員からきめ細やかな聞き取りを行う。
- (2) 日頃から、いじめを生まない土壌をつくるために心の通う人間関係づくりに努め、所属集団が無秩序性、閉塞性をともなわないような集団づくりを行う。
- (3) 朝読書、休み時間、清掃、給食、部活動など授業時間以外も、可能な限り児童と共にありながら教育実践に努め、児童をよく観察し、アンテナを高く保つ。
- (4) 道徳や学級活動の時間にいじめを題材とした授業を実践し、いじめの問題について考え、議論させ、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- (5) 特別活動（学校行事等）・体験活動（道徳・生活科・総合等）を通じて、活躍の場を保障するとともに心と心が通い合う学級づくり・仲間づくりをする。
- (6) 児童会活動としてのいじめを根絶のために呼びかける活動、いじめ防止標語を考え・発表する活動など、児童自身の主体的活動を推進する。
- (7) 教科等の授業において規律を保ち、児童が活躍する場や学び合いの場を設定し、コミュニケーション能力を高める。
- (8) 校長又はハートフルリーダーが、全校集会等でいじめ防止についての授業を実施する。
- (9) 校長又はハートフルリーダーが全教職員に対して本校のいじめ防止基本方針及び行動計画について説明し、共通理解を図る。
- (10) 教師が、いじめ態様や特質などの理解を深め、いじめが起こる背景・原因、未然防止、認知、早期発見・早期対応・解消、教育相談の在り方、事例等について研修を推進する。また、教師の不適切な言動や認識がいじめを生じさせていないか確認する。
- (11) インターネット上のいじめの防止のため、年に1回、外部講師を招いた講習会を実施し、児童と保護者の啓発を図るとともに道徳や学活、各教科で情報モラルについて学習する。
- (12) 年度始めに学校いじめ防止基本方針を配布し、また、弘前市HP（本校のページ）にアップして周知を図るとともに児童及び保護者・地域に説明する。
- (13) 職員会議の生徒指導情報交換【図I】（月1回）で児童の様子について情報交換し、生徒指導に係る情報を確実に共有する。
- (14) 中学校との情報交換（生徒指導担当者同士、三役会、小中一貫教育研究協議会等）、地域との情報交換（学童健全育成協議会、学校運営協議会等）、家庭との情報交換（保護者面談、家庭訪問等）の機会を活用し、いじめに関する情報を確認する。
- (15) 「一人勉強ノート」等を毎日、学級担任が丁寧に見てコメントを書き、強い信頼関係を構築するとともに、児童の今の状態を把握する。（協働指導体制）
- (16) 年に2回、いじめアンケートを行い、児童の実態を把握する。
- (17) 年に2回、教育相談の機会を設定し、児童の悩み等を傾聴する。  
※児童からの相談にはいつでも応じ、カウンセリング・マインドで対応する。
- (18) 児童が、スクールカウンセラーと相談しやすい環境をつくる。
- (19) 「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口の存在について、周知する。
- (20) 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、個々の児童の特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、情報を共有する。

- (21) いじめを発見した場合やいじめと疑われるような行為を発見した場合はその情報を共有する体制をつくる。(教師一人だけで抱え込まないよう、スマイルアゲイン委員会等で継続的に確認する。日頃からの報告・連絡・相談・確認を積極的に行う職員室経営を大切にする。「積極的な認知・早期発見・解消」に努める。)
- (22) 本基本方針及び行動計画が機能しているかどうか、学校評価の評価項目に位置付け、点検を行い、改善していく。

## 6 いじめの早期対応（発見時）の基本的な措置

### (1) スマイルアゲイン委員会を開く【図Ⅱ】

校長の指示で委員会（緊急会議）を開き、生徒指導主任（ハートフルリーダー）を中心に対応を決め、児童からの個別の聴き取りを行う。(どの先生が、どの児童に聴くか配慮)

#### ①いじめられた児童への対応

ア 人権に配慮しながら、事実関係を的確に確認し、親身で丁寧な指導、心配事等を受け止める共感的な支援を行い、記録をきちんと残す。

(必ず守り通すこと、勇気・自信がもてるような指導・援助)

イ 保護者には、事実を説明するとともに、今後、再び起こらないような体制について説明し、理解を得る。

ウ 児童を守るために、全教職員に事実を報告し、サポートチームをつくり、解決に向けた支援を行う。

- ・メンタルヘルスケア（養護教諭、スクールカウンセラー等）
- ・緊急避難として欠席した場合の家庭訪問、学習保障ためのプログラム構築

#### ②いじめた児童への対応

ア 事実確認を丁寧に行い、いじめは許されない行為である、という毅然とした態度で継続的に指導し、相手の気持ちや自己の行為を考えさせ、「自分がされて嫌なことは他人にもしない」ということを粘り強く納得させる。(集団によるいじめの場合は、複数の教師が個別に事実を確認する。)

イ いじめに至った背景・原因を確認し、立ち直るための支援を協働体制で行う。

ウ 保護者に連絡し、指導の経緯を説明・報告するとともに、再発防止のための協力を求め、連携して指導するとともに、家庭での様子を確認し、その後の指導に生かす。

#### ③見ていた児童やいじめが起きた集団への対応

ア 必要に応じて事実確認を丁寧に行う。

イ 傍観していても、いじめへの加担になる行為であること理解させる。

ウ いじめに気付いた時は、先生や保護者等に知らせることを徹底させる。

エ いじめの現場にいたことで精神面のケアが必要な場合はサポートチームが対応する。

※②③についても指導の記録を残し、校長とハートフルリーダーが管理する。

### (2) 教育委員会及び保護者に報告する。

①いじめが発生した事実を迅速に報告する。

②事実関係について分かり次第、順次報告する。

③必要に応じて教育委員会には事故報告書を提出する。

(3) 必要に応じて関係機関（警察、児童相談所等）と連携して対応する。

(4) 再発の防止のための学校としての取組

①いじめがあった事実を真摯に受け止め、改善策を協議し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を一層育むための指導改善を図る。

②児童自らがいじめについて考える活動を一層充実させる。

③この事例についての記録をまとめ、再発防止のための協議・研修を実施し、本校の「いじめ防止等の基本方針及び行動計画」の見直しを行う。

- ・これまで行ってきたいじめ未然防止策等の取組に問題がなかったか。
- ・発生してしまったいじめを重大事態に発展させないために不足している取組はないか。 など

(5) いじめの解消

①必要に応じて加害児童（保護者）が被害児童（保護者）に謝罪させるようにする。

②いじめが解消している状態になるまで、日常的に注意深く加害児童と被害児童を観察する。

※「いじめが解消している状態」とは、次のとおりである。

1) いじめに係る行為が止んでいること

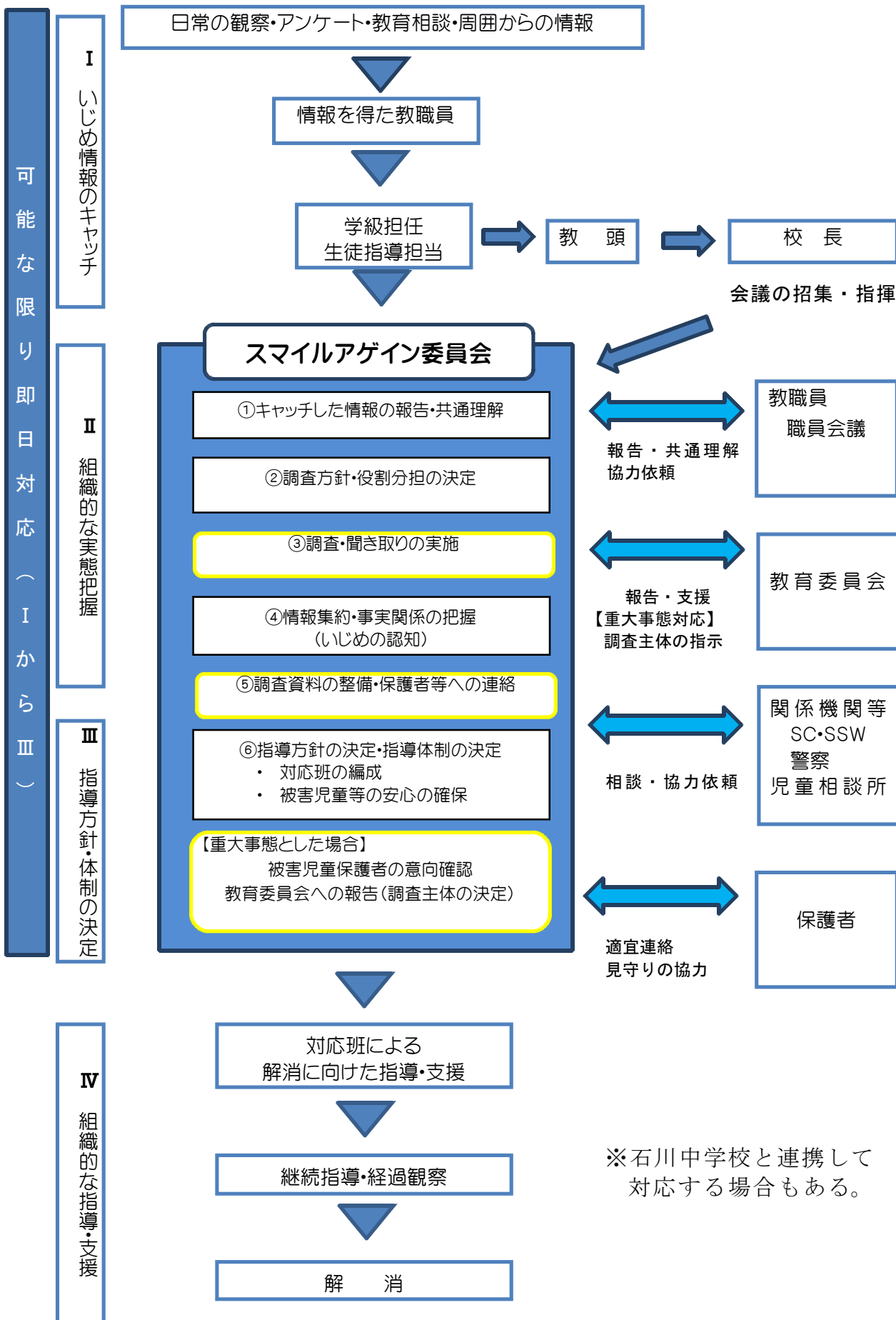
- ・止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

③解消したことを教育委員会及び保護者に報告する。（時間がかかる場合は適切な頻度で）

# いじめ早期発見・対応の基本的な流れ（フロー図）



## 7 重大事態発生時の措置

### (1) 重大事態とは

- ①自殺を企図した場合、「生命」への被害が生じた場合
- ②精神性の疾患が発症した場合
- ③身体に重大な傷害を負った場合
- ④金品等に重大な被害を被った場合
- ⑤相当期間（年間30日間を目安）欠席を余儀なくされた場合

疑いがあると認められたとき

※上記の目安にかかわらず一定期間、欠席が連続している場合は教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査する必要がある。

※児童・保護者から上記事態の申し立てがあった場合、重大事態があったものとして報告・調査等にあたる。

【重大事態として扱った事例】 リストカットなどの自傷行為、暴行を受け骨折・脳震盪・歯が折れる、嘔吐や腹痛など心因性の身体反応が続く、ズボンや下着を脱がされる、顔写真を加工しネット上で拡散、欠席が続き他校へ転学等

### (2) 基本的措置

#### ①教育委員会への報告

- ア 重大事態が発生したことを直ちに校長が、学校指導課長に報告する。
- イ その後の対応については、教育委員会と連携して行う。

#### ②調査組織について

- ア 教育委員会が調査を行う主体や調査組織の在り方を判断するので、指示を仰ぐ
- イ 学校が調査の主体となった場合は、外部専門家を活用した調査組織【図Ⅲ】をつくる。【教育委員会が調査の主体の場合は図Ⅳ】

#### ③学校の調査・報告として考えられること（事態の程度等による）

- ア 重大事態が生じたことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対するアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査組織に情報を提供する。
- イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に説明する。
- ウ 調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に報告する。
- エ また、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合は、その児童や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告を添えて、教育委員会に送付する。

#### 重大事態に対する基本姿勢

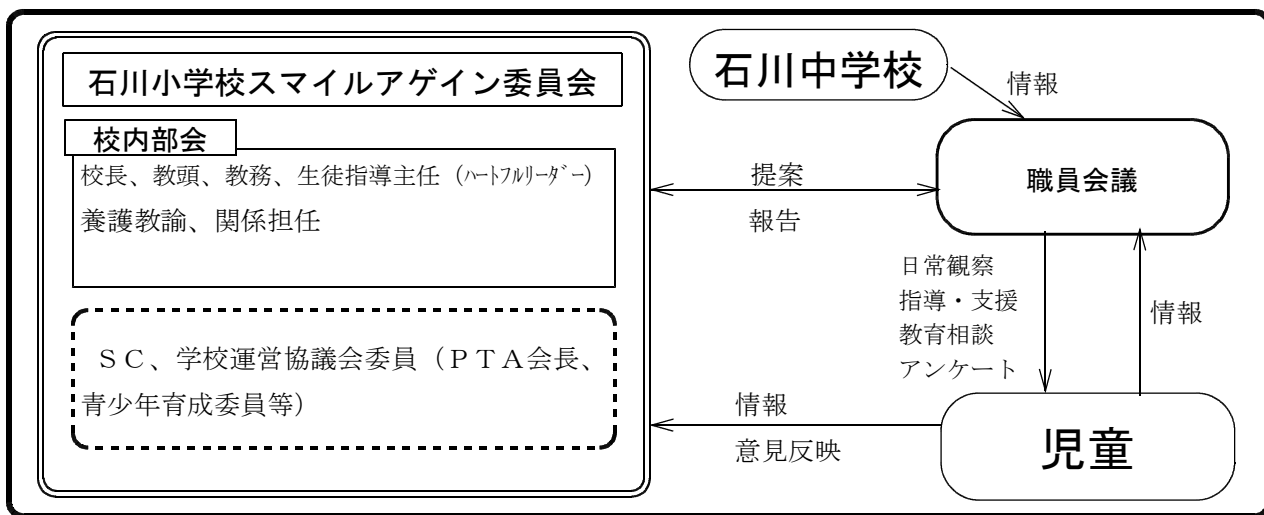
- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。

- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かに関わらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より抜粋

## 8 学校いじめ対策組織

### (1) 平常時【図 I】



#### ①学校いじめ対策組織の役割

##### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

##### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の



問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

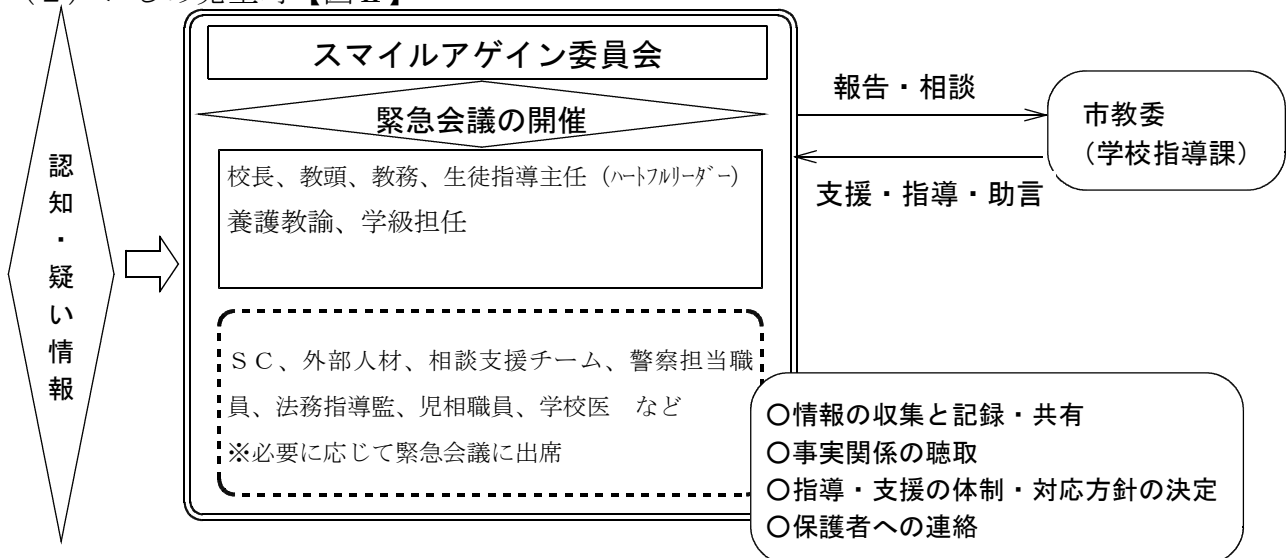
②会議

- ・原則、校内の生徒指導情報交換は月1回開催し、外部人材を含めた全体の総会は年2回開催する。

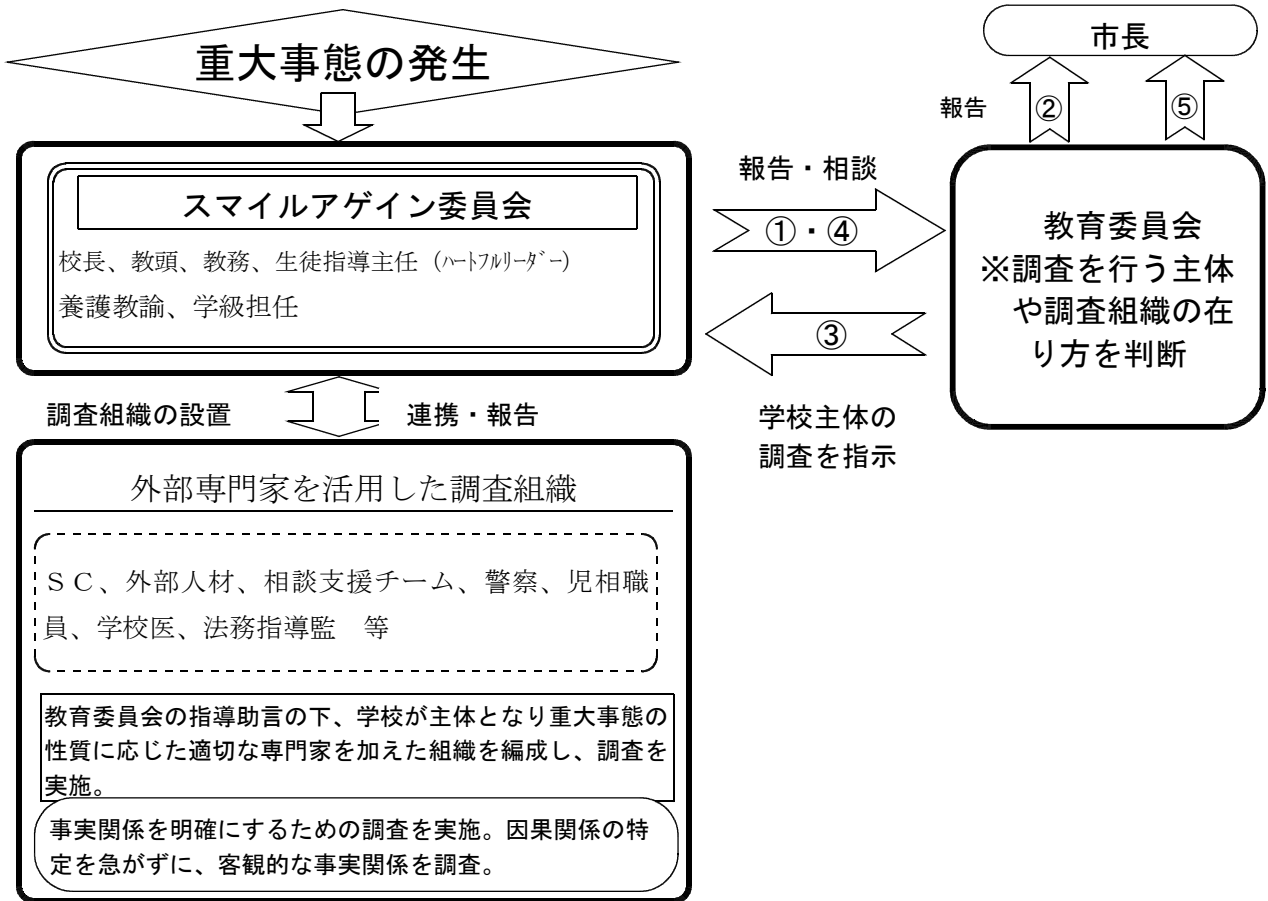
③方針

- ・いじめの疑いのある情報を共有し組織的に対応する。
- ・教職員はささやかな兆候や懸念、児童からの情報を抱え込まずに委員会に報告・相談する。～積極的に認知し、早期対応・解消する。
- ・委員会は集められた情報は個人ごとに記録にまとめる。

(2) いじめ発生時【図Ⅱ】



(3) いじめ重大事態発生時～学校が調査主体となる場合【図Ⅲ】



(4) いじめ重大事態発生時～教育委員会が調査主体となる場合【図Ⅳ】

